

時代区分Ⅲ (1)-①連合国総司令部による日本の行政範囲の指定

竹島周辺12海里への接近および竹島への接触を禁止する連合国軍総司令部の指令

No.32 日本の漁業及び捕鯨業許可区域に関する件(SCAPIN-1033)

新規掲載 1946年(昭和21年)6月22日

資料概要

連合国総司令部が日本政府に発した指令で、日本漁船の操業限界線(1945年9月27日に定められたいわゆるマッカーサーライン)を改訂したものである。本指令によりマッカーサーラインの外側に竹島を置き、日本船舶と乗員の竹島周辺12海里への接近および竹島への接触を禁止した。ただし、第5項でこの指令は日本の国境線や漁業権について最終決定したものではないと明記している。

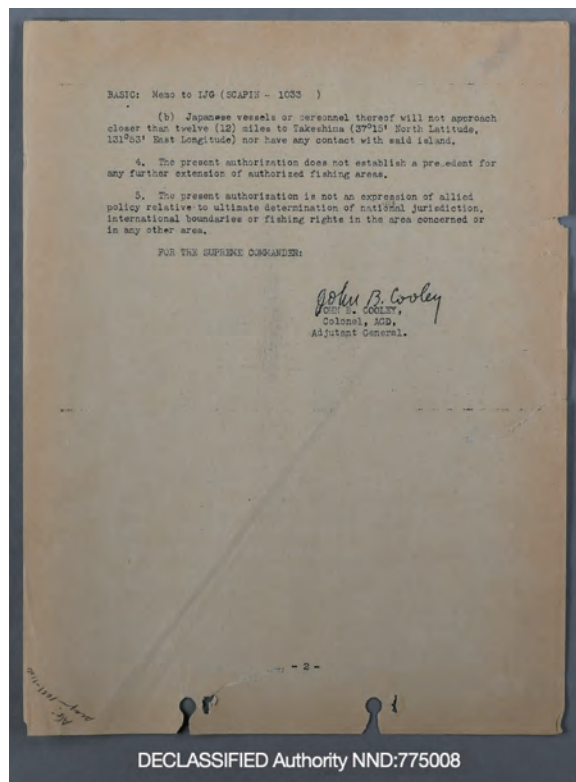
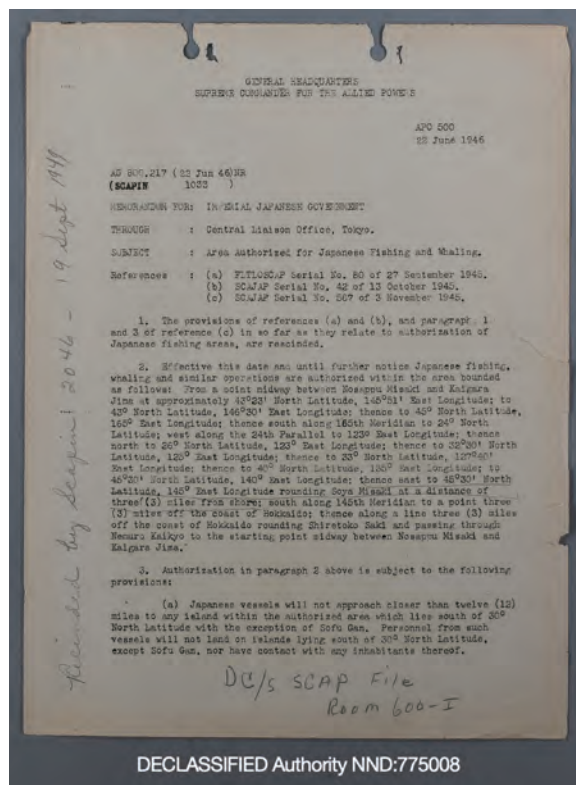
内容見本

3. Authorization in paragraph 2 above is subject to the following provisions:
(略)
b. Japanese vessels or personnel thereof will not approach closer than twelve (12) miles to Takeshima (37°15' North Latitude, 131°53' East Longitude) nor have any contact with said island.
(略)
5. The present authorization is not an expression of allied policy relative to ultimate determination of national jurisdiction, international boundaries or fishing rights in the area concerned or in any other area.

日本語訳

三、上記第二項の許可は次の条項を条件とする。
(略)
b、日本の船舶及び船員は北緯37度15分 東経131度53分にある竹島から12哩以内に近づいてはならず、又この島との一切の接触は許されない。
(略)
五、この許可は、当該区域又はその他の如何なる区域に関しても国家統治権、国境線又は漁業権についての最終決定に関する連合国の政策の表明ではない。

作成年月日	1946年(昭和21年)6月22日
編著者	連合国総司令部
発行者	連合国総司令部
収録誌	日本占領関係資料
言語	英語
媒体種別	紙
公開有無	有
所蔵機関	国立国会図書館
利用方法	国立国会図書館デジタルコレクションで閲覧を行う (米国立公文書館でマイクロフィルムの利用手続きを行う:RG331)



※画像は米国立公文書館所蔵の原資料から作成